



令和2年3月11日

各位

会社名 昭和飛行機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田沼 千明
(コード番号 7404 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 太田 剛
電話番号 (TEL 042-541-2103)

資金の借入れに関するお知らせ

当社は、令和2年3月11日開催の取締役会において、令和2年3月17日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを予定している特別配当（以下「本特別配当」といいます。）の支払いに要する資金の調達等を目的として、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー（BCPE Planet Cayman, L.P.）（以下「公開買付者」といいます。）との間で、令和2年3月11日付にて極度貸付契約（以下「本極度貸付契約」といいます。）を締結し、これに基づき、公開買付者から20,579,617,621円の資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 資金借入の理由

当社が令和2年1月23日付で公表した「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び令和2年3月期（第116期）配当予想の修正、臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」（以下「本特別配当プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本特別配当は、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立並びに本臨時株主総会に付議する資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件としております。また、当社の令和2年1月23日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー（BCPE Planet Cayman, L.P.）による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、本特別配当の支払いに要する資金の全部または一部を公開買付者からの借入れにより賄うことを予定しておりました。本特別配当の詳細については、本特別配当プレスリリース、令和2年2月7日付「臨時株主総会開催時刻及び付議議案変更に関するお知らせ」もご参照ください。

公開買付者が本日付けで公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けが令和2年3月10日をもって成立したことに加え、本臨時株主総会が予定どおり開催される見込みであることから、当社は、令和2年3月11

日開催の取締役会において、本極度貸付契約の締結及び本借入れを行うことを決議いたしました。
本借入れは、本特別配当の支払いに要する資金の全部の調達を目的としたものです。

2. 資金借入の内容

(1) 極度貸付契約の内容

借入先	ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (BCPE Planet Cayman, L.P.) (注)
資金用途	借入申込書に記載された資金使途（借主が負担するその他の借入金の返済及び借主による配当の支払いを資金使途とするものを含む。）
借入極度額	255 億円
返済方法	返済期日における元本一括返済
利率	無利息
借入可能期間	2020 年 3 月 11 日から 2023 年 3 月 16 日まで
担保状況	無担保・無保証

(注) 公開買付者が令和2年2月10日から実施しておりました本公開買付けの決済が令和2年3月17日（予定）に行われた場合には、当社が本日別途公表しました「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、令和2年3月17日（予定）付で、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(2) 今回資金借入の内容

資金用途	本特別配当の支払い
借入金額	20,579,617,621 円
借入実行日	2020 年 3 月 16 日（予定）
返済期日	2023 年 3 月 16 日

3. 今後の見通し

現段階におきましては、本借入れの実行が令和2年3月期の業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、今後公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

4. 支配株主等との取引等に準じる取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、本日時点では当社の支配株主（親会社）には該当しないものの、当社は、上記のとおり

り本公開買付けの決済の開始日である令和2年3月17日付で当社の支配株主（親会社）となる予定の公開買付者と本極度貸付契約を締結し、本極度貸付契約に基づいて本借入れを行うため、本極度貸付契約の締結及び本借入れについて、少なくとも支配株主との取引等に準じる取引等と考えられることから、当社としては、支配株主との取引等に該当する場合と同様の取扱いをしております。当社が、本公開買付けの決済が令和2年3月17日（予定）に行われた場合に、今後開示する予定のコーポレート・ガバナンス報告書において示す予定の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本極度貸付契約の締結及び本借入れにおける適合状況は、以下のとおりです。

当社が、本公開買付けの決済が令和2年3月17日（予定）に行われた場合に、今後開示する予定のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社は、公正な取引の実施を昭和飛行機グループ行動規範に定めております。当社は、支配株主との取引に際しても、この規範に則って一般の顧客と同様の水準となるよう留意してまいります」旨記載する予定です。

当社は、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項に加えて、本極度貸付契約の取引条件及び本借入れの取引条件について、市中金融機関から借り入れた場合の条件と比べ有利な条件であることを確認の上、本極度貸付契約の締結及び本借入れを行うことの合理性並びに本極度貸付契約の取引条件及び本借入れの取引条件について十分な検討を行った上で、本極度貸付契約の締結及び本借入れを合理的に決定していることから、上記の指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本極度貸付契約の取引条件及び本借入れにおける取引条件は、市場金利、当社の財務状況等を考慮して合理的な条件としております。また、当社の取締役会における本極度貸付契約の締結及び本借入れに係る審議及び決議に参加した取締役及び監査役に本極度貸付契約の締結及び本借入れに関し利害が相反する者は存在しないことから、当社の支配株主等からの独立性は確保されているものと認識しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記1.に記載のとおり、本極度貸付契約の締結及び本借入れは、本特別配当の支払いに要する資金の全部の調達を主な目的としたものであります。その上で、当社は、当社意見表明プレスリリースに記載のとおり、2020年1月22日、当社及び公開買付者との間で利害関係を有さず独立性の高い、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されている当社の原田文雄氏（社外監査役）、及び後藤高志氏（弁護士、潮見坂総合法律事務所）、鏡高志氏（公認会計士、高野総合会計事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）から、公開買付者による当社の完全子

会社化取引及び本特別配当からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）について、①本取引は当社の企業価値の向上に資するものと思料する旨、及び②本取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、本取引の条件には妥当性が認められることから、当社取締役会における本取引についての決定（本特別配当の実施を含む。）が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の答申書の提出を受けております。

このように、当社は、本借入れの実施の目的となる本特別配当について、特別委員会から上記のような意見をを受けております。

さらに、当社は、本極度貸付契約の締結及び本借入れに係る取締役会決議を行うにあたり、2020年3月10日付で、特別委員会より、①本極度貸付契約の締結及び本借入れの目的及び経緯に不合理な点は認められず、②本極度貸付契約の取引条件及び本借入れの取引条件を上回る代替手段の確保は困難であることが認められ、③本極度貸付契約の締結及び本借入れに係る意思決定手続に関し、公開買付者又は公開買付者の関係者から、当社又は当社の取締役若しくは監査役に対し、不当な影響力が行使されたことを伺わせる事情が認められないこと等からすると、本極度貸付契約の締結及び本借入れの決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の意見をいただいております。

以上